

令和3年度 赤い羽根 新型コロナウイルス感染下の福祉活動応援全国キャンペーン
いのちをつなぐ支援活動を応援！～支える人を支えよう～

フードパントリー活動助成応募要領

社会福祉法人 山口県共同募金会

1 趣 旨

新型コロナウイルス感染症の流行が続く中、就労や雇用環境の悪化等により、地域でさまざまな生活課題が顕在化しています。

本会では、中央共同募金会が主唱する「いのちをつなぐ支援活動を応援！～支える人を支えよう～」全国キャンペーンの一環として、地域で生活に困難を抱える人を支援する「フードパントリー」の活動を応援します。

《フードパントリーとは？》

地域住民、企業等から寄付される食品等（日用品を含む）を無料でひとり親家庭や生活困窮者などに配布する活動です。

2 実施主体

山口県共同募金会

3 協 力（調整中）

山口県社会福祉協議会、各市町社会福祉協議会、山口県民生委員児童委員協議会、やまぐち県民活動支援センター、山口県こども食堂支援センター

4 助成対象活動期間

助成決定の日（令和3年7月初旬の予定）から令和3年8月31日（火）まで

※ 子どもたちを対象とする場合にあっては、特に支援の必要性が高い夏休み期間中の実施が望まれます。

5 助成対象団体

法人格の有無は問いませんが、民間非営利団体であり、団体名義の預貯金口座を有していることを条件とします。

6 助成対象活動

山口県内の地域において、生活困窮者などに対する「食品・日用品の配布」を助成対象期間中に2回以上実施する活動を対象とします。

配布対象者については、年齢・性別は問いませんが、「ひとり親家庭の親子」や「一人暮らしの学生」など、支援の必要性の高い人に限定して取り組んでください。

また、配布する食品のうち弁当については、貴団体で直接調理されるものは助成対象としますが、購入するものは対象外とします。

※ 配布する食品や日用品については、この助成金で購入するだけでなく、地域住民や企業などに提供の協力を積極的に呼びかけることなどの取組により、対象者への継続的な支援活動につなげていくことが望まれます。

7 対象経費

以下の費用を助成対象とします。

(1) 配布する食品及び日用品の購入費

※ この助成金で購入する費用は、1世帯当たり1回につき2,000円を上限とします。

世帯の人数や年齢構成などに応じて、地域住民や企業等から提供された食品等を追加するなどの取組が望まれます。

(2) 活動に係る消耗品（3万円以内の備品を含む）の購入費

(3) 配布に要するガソリン代又は配送代

(4) ボランティアの交通費（実費）

(5) ボランティア行事用保険料

(6) 活動に使用する会場の賃借料

(7) 活動のための広報費

(8) その他本会が認める経費

8 対象外経費

以下の経費は助成対象外とします。

(1) 団体スタッフの人件費

(2) 講師やボランティアへの謝金

(3) ボランティア活動保険料

また、行政や他の民間助成団体から助成を受けて行う活動については原則として対象外としますが、この場合にあっても、当該活動の回数や対象者数の拡大を図る取組については助成対象とします。

9 助成額

助成総額は600万円（予定）とし、一団体当たりの助成上限額は20万円とします。

10 応募方法及び助成決定等

(1) 応募締切り 令和3年7月6日（火）※必着

(2) 別添応募書に必要事項を記入の上、預貯金通帳の写し（通帳の表紙及び1、2ページ目）を添付し、締切日までに本会宛て送付してください。

(3) 7月上旬に助成決定を行い、結果を応募団体宛てに通知するとともに、本会ホームページに掲載します。

(4) 助成金は、助成決定後一週間以内に団体の預貯金口座に振り込みます。

活動実施報告書（領収書等のコピー及び活動の様子が分かる写真を添付）は、必ず活動終了後1か月以内に本会に提出してください。報告書の様式は助成決定時にお示しします。

(5) 応募書の実施計画の内容に大きな変更がある場合、あらかじめ本会にご相談ください。

(6) 虚偽の申請又は報告があった場合は、助成決定を取り消し、助成金の返還を求めるとなります。

11 応募・問い合わせ先

社会福祉法人山口県共同募金会

〒753-0072 山口市大手町9-6 山口県社会福祉会館2F

TEL (083) 922-2803 FAX (083) 922-2809 Email yamaguchi@akaihane.net